

鎌ヶ谷市告示第 117 号

熊本県における市税に関する申告期限等の延長について

令和 8 年 8 月 1 9 日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美



地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 5 の 2 及び鎌ヶ谷市税条例（昭和 3 3 年鎌ヶ谷市条例第 2 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により、地方税法又は鎌ヶ谷市税条例に定める申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に居住し、又は所在する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 2 8 日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町